

印紙

# 工事請負契約書

発注者 \_\_\_\_\_ と  
受注者 木川木材株式会社 代表取締役 塚田 美智男 とは  
(工事名) \_\_\_\_\_ 工事 の

施工について、次の条項にもとづいて、工事請負契約を締結する。

1. 工事場所 \_\_\_\_\_ 地内

2. 工期 着手 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
完成 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
引渡日 完成日から \_\_\_\_\_ 日以内  
令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3. 請負代金額 金 ¥ \_\_\_\_\_  
うち 工事金額 ¥ \_\_\_\_\_  
取引に係る消費税および地方消費税の額 ¥ \_\_\_\_\_

(注)請負代金額は、工事価格に、取引に係る消費税および地方消費税の額を加えた額。

4. 請負代金の支払 前払 ¥ \_\_\_\_\_  
部分払 ¥ \_\_\_\_\_  
¥ \_\_\_\_\_  
完成引渡しから 日以内 ¥ \_\_\_\_\_

5. 注文者と請負者は互いに協力して審議を守り、誠実にこの契約を履行する。  
図面又は仕様書に記載されていないものについては双方協議して定める。但し軽微なるものについては注文者の指示に従うものとする。
6. 請負者は工事に支障を及ぼす天候不良、その他請負業者の怠慢にあらざる事由により工事期間内に工事を完成することが出来ない場合は、遅延なく注文者にその事由を申し立て、工事期間の延長を求めることができる。
7. 請負者は工事物件の引渡し迄は自己の費用を以て目的物工事材料その他工事の施工に関する損害並びに第三者に対する損害の防止に必要な措置をしなければならない。
8. この契約に定めていない事項については必要に応じて双方協議して定める。

この契約の証として本書2通を作り、当事者が記名押印して、当事者がそれぞれ1通を保有する。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

所在地（住所）

\_\_\_\_\_

発注者（氏名）

\_\_\_\_\_ ⑩

所在地（住所）

新潟市南区上下諏訪木735番地

\_\_\_\_\_

受注者（氏名）

木川木材株式会社 代表取締役 塚田 美智男

\_\_\_\_\_ ⑩

保証人（住所）

\_\_\_\_\_

保証人（氏名）

\_\_\_\_\_ ⑩